

〈表4〉主な新設点数の施設基準(届出が必要)

- ① 電子の歯科診療情報連携体制整備加算
- ② 口腔機能実地指導料^(※1)
- ③ 歯科訪問診療料の注7に規定する基準(歯科訪問診療4・5)
- ④ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5に関する施設基準^(※2)
- ⑤ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注5及び注6に関する施設基準^(※2)
- ⑥ 歯科技工所ベースアップ支援料

(※1) 研修については経過措置あり
 (※2) 継続して賃上げに係る取り組みを実施した保険医療機関が届出可能。

〈表5〉主な施設基準の変更(既届出医療機関は再度の届出が必要)

- ① 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ② 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

〈表6〉主な施設基準の変更(既届出医療機関は再度の届出不要)

- ① 初診料(歯科)の注1に掲げる基準(歯初診)
- ② 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ③ 在宅療養支援歯科診療所1
- ④ 在宅療養支援歯科診療所2
- ⑤ 在宅療養支援歯科病院
- ⑥ 歯科疾患在宅療養管理料の注7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注8に規定する在宅歯科医療情報連携加算
- ⑦ 歯科技工士連携加算1
- ⑧ 歯科技工士連携加算2

初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)の施設基準である「歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策」に、「抗菌薬の適正使用」が追加

歯初診の施設基準 研修に「抗菌薬の 適正使用」が追加

既報の通り、歯科衛生実地指導料への加算点数が口腔機能実地指導料に再編されることが明記された。なお、別日に1回の受診で保険診療を行う場合の初診料おおよび再診料は算定できないことが明記された。なお、別日に保険診療を行う場合には初診料は算定できないが、再診料を算定することはできる。

また、歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等(入院患者や在宅・

【新設】口腔機能 実地指導料

今回の改定で、健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、同日に1回の受診で保険診療を行う場合の初診料おおよび再診料は算定できないことが明記された。なお、別日に保険診療を行う場合には初診料は算定できないが、再診料を算定することはできる。

また、歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等(入院患者や在宅・

【新設】歯周病 継続支援治療

今回の改定で歯周病安定期治療(SPT)と歯周病重症化予防治療(P重防)が統合されて歯周病継続支援治療に再編される。

また、歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等(入院患者や在宅・

【新設】有床義歯 補強加算

新設の「有床義歯補強加算」は、9歯以上の有床義歯及び総義歯製作に際して、義歯の破損防止のために歯科技工士がアルミナ・サンドブラスト処理及び金

健診等に関する 疾病治療における 扱いが明確に

今回の改定で、健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、同日に1回の受診で保険診療を行う場合の初診料おおよび再診料は算定できないことが明記された。なお、別日に保険診療を行う場合には初診料は算定できないが、再診料を算定することはできる。

【新設】口腔機能 実地指導料

今回の改定で、健診等に関する疾病に対して、健診等を実施した保険医の属する保険医療機関において、同日に1回の受診で保険診療を行う場合の初診料おおよび再診料は算定できないことが明記された。なお、別日に保険診療を行う場合には初診料は算定できないが、再診料を算定することはできる。

【新設】有床義歯 補強加算

新設の「有床義歯補強加算」は、9歯以上の有床義歯及び総義歯製作に際して、義歯の破損防止のために歯科技工士がアルミナ・サンドブラスト処理及び金

【新設】有床義歯 補強加算

新設の「有床義歯補強加算」は、9歯以上の有床義歯及び総義歯製作に際して、義歯の破損防止のために歯科技工士がアルミナ・サンドブラスト処理及び金

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

【新設】有床義歯 補強加算

新設の「有床義歯補強加算」は、9歯以上の有床義歯及び総義歯製作に際して、義歯の破損防止のために歯科技工士がアルミナ・サンドブラスト処理及び金

【新設】有床義歯 補強加算

新設の「有床義歯補強加算」は、9歯以上の有床義歯及び総義歯製作に際して、義歯の破損防止のために歯科技工士がアルミナ・サンドブラスト処理及び金

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。

こと、④当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取組みを行っていること。なお、①については2027年5月31日までは経過措置期間とされ、この期間内に当該研修の受講が必要となる。当研修については後日、協会で実施予定。



【スタッフセミナー】

カルテ開示の対応

講師：馬車道法律事務所 弁護士 小賀坂 徹氏

【医療問題研究会】

今後の医療と医療政策を俯瞰的に考える
—参政党と高市早苗自民党新総裁の医療政策にも触れながら—

講師：日本福祉大学 名誉教授 二木 立氏

【月例研究会】

片頭痛の最新治療
—令和時代の新たな展開—

講師：(一社)熊本県保険医協会 会長 済生会熊本病院 脳卒中センター 特別顧問 橋本 洋一郎氏

【歯科臨床研究会】

口腔内スキャナー(IOS)によるデジタル歯科の現状と未来
—歯科教育のデジタル化の現状—

講師： 神奈川県立歯科大学 口腔デジタルサイエンス分野 主任教授 星 憲幸氏

【医療情報講演会】

医療DXの義務的推進の問題とオン質義務不存在訴訟の重要性

講師： オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟原告団 事務局長 東京保険医協会 理事 医療法人社団いっつき会 ハートクリニック 院長 佐藤 一樹氏